

労働基準関係法令違反に係る公表事案

広島労働局

最終更新日：令和3年7月14日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	参考事項
三共鋳鉄（株）	広島県府中市	R2. 12. 7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する場合に、労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに、一定の合図を定めていなかったもの	R2. 12. 7送検
（株）クリケン	広島県広島市西区	R2. 12. 8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第570条	労働者に高さ約70メートルの高所で作業を行わせるに際し、法令に適合しない足場を使用したもの	R2. 12. 8送検
（有）渡ノ瀬興業	広島県廿日市市	R3. 3. 4	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	解体用つかみ機で伐倒木を運ぶ際に、物体が落下することによる危険を防止するための措置を講じなかったもの	R3. 3. 4送検
（有）二井産業	広島県三次市	R3. 3. 29	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	アーク溶接作業従事者に有効な呼吸用保護具を使用させなかったもの	R3. 3. 29送検
岩本造船工作所	広島県呉市	R3. 6. 16	労働安全衛生法第40条 労働安全衛生施行令第12条	有効期間内の検査証の交付を受けていないつり上げ荷重25トンの移動式クレーンを使用していたもの	R3. 6. 16送検
（有）松村	広島県広島市安佐南区	R3. 7. 14	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の子業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R3. 7. 14送検